

船員福利厚生施設に係る公有財産の貸し付けについて

(財)日本船員厚生協会が管理・運営している船員福利厚生施設については、平成 18 年度包括外部監査の意見を受け、平成 20 年 1 月に新たな公有財産貸付契約を締結しました。

当該契約は、本年 12 月末日までを期限とするものであり、その後の利用状況や同協会を取り巻く環境等を考慮し、期間を 1 年間、現行の貸付条件を継続した契約を締結することとします。

同協会に対しては、引き続き、船員及びその家族、海事関係者の利用率向上を要請します。

- 1 契約期間 平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日
- 2 契約条件
 - 横浜海員会館<エスカル横浜> (所在地：中区山下町 84)
 - ・コンビニエンスストア部分は時価貸付
 - ・その他本市所有の普通財産（土地、建物）を無償貸付
 - 横浜国際船員センター<ナビオス横浜> (所在地：中区新港 2 丁目 1-1)
 - ・本市所有の普通財産（建物）を 50%減額して貸付

【参考 1 利用状況等】

ア 客室稼働率（平成 22 年度は 10 月分まで）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
エスカル横浜	69.8%	72.2%	67.2%	67.5%
ナビオス横浜	75.8%	68.9%	65.2%	65.5%

イ 船員及びその家族、海事関係者の割合（平成 22 年度は 10 月分まで）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
エスカル横浜	72.1%	80.7%	80.6%	71.5%
ナビオス横浜	14.5%	16.8%	23.6%	27.9%

ウ 経営状況

日本経済の低迷を背景とする利用率の伸び悩み、減額率の見直し等による負担増などから、エスカル横浜の事業活動収支は約 27 百万円の黒字、ナビオス横浜は約△27 百万円の赤字（平成 21 年度決算）と厳しい状況になっています。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
エスカル横浜	23 百万円	23 百万円	27 百万円
ナビオス横浜	145 百万円	46 百万円	△27 百万円

【参考2 (財)日本船員厚生協会を取り巻く環境】

- ・「行政刷新会議」において、国所管の公益法人の取扱いが検討されている。
- ・「公益法人改革関連法」により、平成25年11月までに新たな法人形態への移行（公益認定法人、一般法人等）が必要となっている。

【参考3 平成18年度包括外部監査】

ア 意見（主旨）

ナビオス横浜及びエスカル横浜の実際の利用状況を見ると、船員関係者よりも一般利用者がほとんどである。

公有財産貸付契約書においても、「貸付物件を船員又は船員の家族及び海事関係者の宿泊、休憩等の施設として使用し、それ以外の用途に使用してはならない。」と規定されていることから、無償貸付はあくまでも船員関係者の利用を前提としている。

ナビオス横浜やエスカル横浜のように一般利用率が高い現状にあって、無償貸付を規定した条例に基づき、無償貸付とすることは疑問である。近年、近隣に民間の宿泊施設が着々と整備されているなかでの無償貸付は、民間施設との不公平感は否めず、過剰に優遇しているとも考えられる。

イ 意見への対応状況

エスカル横浜は、貸付目的である船員や海事関係者の厚生施設として機能していることから無償貸付を継続しますが、コンビニエンスストア部分について時価貸付としました。

ナビオス横浜は、現在の利用状況から無償貸付は見直し、2分の1減額貸付としました。